

取締役等による私財提供があった場合の課税の特例の適用対象者について

平成 25 年度税制改正において、中小企業の取締役等でその中小企業の保証人となっているものが有する資産を、一定の要件を満たす私的整理手続に基づいて、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、その中小企業に贈与した場合には、一定の要件を満たしているときに限り、みなし譲渡益課税を行わないとする特例が創設されています(注 1)。本特例の適用対象となる取締役等とは、「内国法人の取締役又は業務を執行する社員」と規定されており、退任した取締役等による私財提供は、本特例の適用対象外となります。

一方、法人税法 59 条に規定する法的整理手続や一定の要件を満たす私的整理手続があった場合の設立当初からの欠損金の損金算入制度(注 2)の適用対象となる役員等とは、「内国法人の役員等(役員若しくは株主等である者又はこれらであつた者をいい、…略…)」と規定されており、退任した役員等からの私財提供益に対しても本制度の適用が認められています。

私的整理手続により再生企業が債権放棄を受けるときは、原則としてその再生企業の経営者は退任することとされており(注 3)、経営責任の一環として、退任した取締役等から私財提供を受けることが考えられます。この場合において、私財提供を受けた法人は、設立当初からの欠損金の損金算入制度の適用により税負担を軽減することができるにもかかわらず、私財提供を行った取締役等は、取締役等による私財提供があった場合の課税の特例の適用が認められず税負担が生じてしまうといった不合理が生じることとなり、事業再生に支障を来すことも考えられます。

この不合理を解消するために、取締役等による私財提供があった場合の課税の特例においても、退任した取締役等を適用対象とする改正が望まれます。

なお、平成 25 年度税制改正で創設された「直系尊属からの教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」(注 4)の規定の適用にあたっては、平成 25 年 3 月 30 日に公布・施行された租税特別措置法施行令 40 条の 4 の 3 第 19 項一号口により、教育資金管理契約(注 5)の終了前に直系尊属である贈与者が死亡した場合には、その教育資金管理契約に係る残額については、「個人」からの贈与とみなすこととされたため、直系尊属からの贈与であるにもかかわらず、「直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例」(注 6)の適用が受けられないといった不合理が生じていましたが、平成 25 年 5 月 31 日に公布・施行された租税特別措置法施行令 40 条の 4 の 3 第 19 項四号により、平成 25 年 3 月 30 日に公布・施行されたばかりの租税特別措置法施行令 40 条の 4 の 3 第 19 項一号口の「個人」を「直系尊属」とみなす改正が行われ、その教育資金管理契約に係る残額についても、直系尊属からの贈与として軽減税率の適用が受けられるようになっています。

(注)1 平成 25 年 4 月 19 日の当事務所 HP トピックス「平成 25 年度税制改正(事業再生及び組織再編関係)の解説」13-15 頁を参照。

- 2 平成 25 年 4 月 19 日の当事務所 HP トピックス「平成 25 年度税制改正（事業再生及び組織再編関係）の解説」9-12 頁を参照。
- 3 「私的整理ガイドライン」7.(5)、「中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順（再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報告を行う場合）」6.(5)、「RCC 企業再生スキーム」7.(6)、「事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令」14①四、「地域経済活性化支援機構の実務運用標準」5.⑩を参照。
- 4 平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に 30 歳未満の受贈者の教育資金に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関等に信託等をした場合には、受贈者 1 人につき 1,500 万円まで贈与税を課さないこととされています（措法 70 の 2 の 2）。
- 5 教育に必要な資金を管理することを目的とする一定の契約であって、直系尊属等と金融機関等との間の信託等に関するものをいいます（措法 70 の 2 の 2②二）。
- 6 平成 27 年 1 月 1 日以後に直系尊属からの贈与により財産を取得した 20 歳以上の者に係る贈与税の額は、相続税法 21 条の 7 にかかわらず、次の表の軽減税率により計算した金額とされています（措法 70 の 2 の 4）。

本則税率（相法 21 の 7）		軽減税率（措法 70 の 2 の 4）	
基礎控除後の課税価格	税率	基礎控除後の課税価格	税率
200 万円以下の金額	10%	200 万円以下の金額	10%
200 万円を超え 300 万円以下の金額	15%	200 万円を超え 400 万円以下の金額	15%
300 万円を超え 400 万円以下の金額	20%	400 万円を超え 600 万円以下の金額	20%
400 万円を超え 600 万円以下の金額	30%	600 万円を超え 1,000 万円以下の金額	30%
600 万円を超え 1,000 万円以下の金額	40%	1,000 万円を超え 1,500 万円以下の金額	40%
1,000 万円を超え 1,500 万円以下の金額	45%	1,500 万円を超え 3,000 万円以下の金額	45%
1,500 万円を超え 3,000 万円以下の金額	50%	3,000 万円を超え 4,500 万円以下の金額	50%
3,000 万円を超える金額	55%	4,500 万円を超える金額	55%

中村慈美税理士事務所

税理士 中村 慈美

税理士 小松 誠志

〒 107-0052

所在地 東京都港区赤坂 2-19-8 赤坂 2 丁目アネックス

TEL 03-5549-9855(代表) / FAX 03-5549-9856

e-mail info@nakayoshi-tax.com

事務所 HP <http://nakayoshi-tax.com/index.html>

中村慈美税理士事務所について

税務相談	
組織再編 (M & A)	合併、事業譲渡、会社分割、株式譲渡、増資、株式交換、移転等それぞれの状況に最善の提案を致します。
不良債権処理・事業再生	バランスシート上の処理から清算、会社更生法、民事再生法等それぞれの状況に最善の提案を致します。
専門家向けアドバイス	弁護士・公認会計士・税理士等の専門家が抱える諸問題に対して税務上のアドバイスを行います。
会計・申告	会計指導、税金対策、決算・申告業務等を行います。
税務代理等	
税務調査対応・不服申立	税務調査時の適切な対応等のアドバイスを行います。 不当な処分により、権利・利益を侵害された納税者を救済する為の不服申立等の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 重加算税/仮装の事実がないと認定した事例 平成 16 年 5 月 19 日裁決 他
事前照会	国税当局に対する事前照会の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 株式移転後に株式移転完全子法人を合併法人とする適格合併が見込まれている場合の当該株式移転に対する適格判定について 平成 21 年 3 月 31 日回答
意見書作成	税務上の取扱いについて疑義が生じる取引等について、税務の専門家の立場として見解を述べます。 【業務実績の紹介】 ・ ブルドックソース事件についての意見書作成ブルドックソース株主総会決議禁止等仮処分命令申立事件（申立審（東京地方裁判所）） 他 「ブルドックソース事件の法的検討-買収防衛策に関する裁判経過と意義-」（商事法務）に意見書が掲載されています。
会社設立・各種届出	会社設立前相談から設立後届出まで行います。
講演	専門家等へのセミナーを行っております。
執筆	組織再編や事業再生、不良債権処理を中心に幅広く執筆しております。